

入札心得

(目的)

第1条 この心得は、門真市が行う建設工事等の入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「令」という。)、門真市契約に関する規則(昭和39年規則第7号)その他の関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、門真市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る図面、仕様書、設計書、質問回答書その他門真市が交付する書類、契約書案その他契約締結に必要な条件のほか、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱(平成18年12月6日施行)及び関係法令を熟知した上で、入札に参加しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(入札保証金等)

第3条 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の3以上の入札保証金又はこれに代わる担保を提出しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りでない。

2 入札保証金に代わる担保は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 国債、地方債及び公社債
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行が発行する定期預金債権に対する質権設定証書
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証

3 第1項ただし書きに規定する入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき

(2) 過去2年間に市又は国（公社及び公団を含む。）若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと市長が認めるとき

(3) 本市の入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録されているとき

4 入札保証金又入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に、その受領書と引き換えにこれを還付する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、設計書、図面、仕様書等を熟知のうえ、定められた日時及び場所において入札しなければならない。

2 入札書（様式1）は、定められた時刻までに、入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式2）を持参させなければならない。この場合、入札書には委任者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札するものとする。

4 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

5 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議、協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

6 入札参加者は、落札者が契約締結をすることを妨げてはならない。

（指名競争入札の辞退）

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときはその旨を次の各号に掲げるところにより、申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式3）を契約担当課に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）にて行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の中止等）

第7条 入札参加者が第2条及び第6条に抵触したおそれがあるとき等門真市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することがある。

2 前項の規定により門真市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

3 入札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期又は取りやめることができる。

（開札）

第8条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札執行担当職員が入札金額を朗読することにより行う。

（無効の入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加する資格を有しない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を提出しない者（入札保証金の納付を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 入札に際して談合等、不正行為を行ったと認められる入札
- (5) 所定の日時又は場所に提出しない入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不明瞭な入札

- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (9) 内訳書の提出を求めた場合であって、提出された内訳書に記載された額と異なる価格でした入札
- (10) 内訳書等必要とする書類を添付しない入札
- (11) 予定価格又は最低制限価格を設定した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内の価格で、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあつては最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、この者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度の入札)

第11条 開札した場合において、前条に規定する落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。その入札回数は1回とする。ただし、予定価格又は設計価格を事前に公表する入札については、再度の入札は行わないものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

(1) 第9条第1号から第5号までの規定に基づき無効とされた入札

(2) 第9条第12号の規定により無効とされた入札で、再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

(3) 前条第1項の最低制限価格を下回った入札をした者

(再度の入札の入札保証金)

第12条 前条の規定により再度の入札をする時の入札保証金は、初度の入札に参加するために納付した入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）をもってあてる。

(契約書の提出)

第13条 落札者は、市から交付された契約書の案に記名押印し、又は電子契約書の案に市が指定する電子契約システムを用いて電子署名を行い、落札決定の日から速やかに契約書を提出しなければならない。

2 落札者は、前項に定める契約書を提出しないとき又は第16条第2項の場合に該当するときは、落札者としての権利を失う。

(契約の解除)

第14条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者が、独占禁止法、刑法第96条の6若しくは第198条若しくは契約に違反する行為又は令第167条の4第2項第2号に該当する行為を行ったと認められるときは、門真市は、契約を解除することができる。

(契約保証金)

第15条 落札者は、工事請負にあつては契約金額の10分の1以上、その他にあつては契約金額の100分の5以上の契約保証金又はこれに代わる担保を提出しなければならない。ただし、契約保証金の一部又は全部を免除された場合はこの限りでない。

2 契約保証金に代わる担保は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 国債、地方債及び公社債
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手
- (3) 銀行が発行する定期預金債権に対する質権設定証書
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

3 第1項ただし書に規定する契約保証金の全部又は一部の納付の免除は、次の各号に定めるものとする。ただし、工事請負契約については、第1号を除く。

- (1) 施行令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (3) 普通財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納されるとき。
- (4) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (5) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (6) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (7) 契約の相手方が国又は地方公共団体等で契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(議会の議決を要する契約)

第16条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）に規定する契約については、議会の議決を経た日から本契約としての効力を生ずるものとし、それまでは仮契約としての効力を有するものとする。

2 入札の開札日から前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、門真市は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

- (1) 各種法令の規定による営業停止の処分を受けた場合
- (2) 各種法令の規定による取消処分を受けた場合
- (3) 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けた場合
- (4) 門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年6月1日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けた場合

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、門真市は、その責めを負わないものとする。

(異議申し立て)

第17条 入札をした者は、入札後はこの心得、契約書、設計書、仕様書、図面、現場等について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(違反行為への措置)

第18条 入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約の履行中に、門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱（平成18年12月6日施行）の入札参加停止措置要件又は、門真市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱の入札除外措置要件に該当する行為を行ってはならない。これらの要件に該当した場合は、当該規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第19条 この心得に定めるもののほか、入札の手続については、門真市の指示に従わなければならない。

附則

この心得は、平成8年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成10年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成12年1月1日から実施する。

附則

この心得は、平成26年7月1日から実施する。

附則

この心得は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この心得は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この心得は、令和2年4月1日から実施する。

附則

この心得は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この心得は、令和5年10月1日から実施する。

(様式 1)

入 札 書

入 札 金 額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※金額の頭に¥をつけること。

件 名 _____

上記の金額をもって、御市の設計書、図面及び仕様書を熟知のうえ入札いたします。

年 月 日

門真市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名

⑨

⑨)

(様式 2)

門真市長 様

住 所

商号又は名称

代表者

印

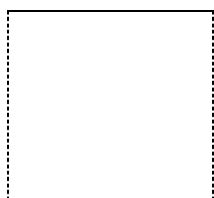
委 任 状

私儀、都合により.....を代理人と定め、下記
件名の入札に係る一切の権限を委任します。

記

1 件名

2 代理人が使用する印鑑



(様式3)

年 月 日

門真市長 様

入 札 辞 退 届

件 名

上記の件名について指名を受けましたが、弊社の都合により、上記件名の入札を辞退致します。